

# 賃貸住宅を扱う不動産媒介業者等の皆様へ

住居確保給付金へのご協力をお願い

～横浜市～

(令和2年6月)

住居確保給付金は、離職、廃業又は休業等での収入減少により、経済的に困窮し、住居を喪失している方又は住居を喪失するおそれのある方を対象として家賃相当分の給付金を支給するとともに、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行う制度です。

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、令和2年4月に対象が拡大され、本制度の多くの利用が見込まれています。

申請書類の中に、不動産媒介業者様や貸主様にご記入いただく、「入居住宅に関する状況通知書」という様式がございます。本制度の利用を希望される入居者の方から、同書類の記入依頼がございましたら、所定の欄をご記入いただき、ご本人にお渡しいただきますようご協力をお願いいたします。

## 1 事業の内容

住居確保給付金は、離職、廃業又は休業等での収入減少により、経済的に困窮し、住居を喪失している方又は住居を喪失するおそれのある方を対象として家賃相当分の給付金を支給するとともに、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行う制度です。

※ 令和2年4月30日の生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令の施行により、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための特例として当面の間（再度省令改正あるまで）、公共職業安定所への求職の申し込みが「不要」となっています。

(参考) 住居確保給付金

対象者：離職により住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方

支給要件：就労支援担当者（自立相談支援員）による面接等の支援を受けて、就職活動を行う方

支給期間：3か月間（最長6か月間の延長あり、ただし要件あり）

支給額：地域ごとに上限額を設定があり、所得に応じて支給します。

※居住する世帯員ごとに上限額がことなりますので、詳細については各区生活支援課にお問い合わせください。

## 2 協力をお願いしたい事項

対象者が本事業を利用するに当たり、住居を探すために入居を希望する、若しくは、現在入居している物件の状況について、以下の書類を持参します。

対象者が持参する書類（いずれかを持参します）

「入居予定住宅に関する状況通知書（様式2-1号）」

「入居住宅に関する通知書（様式2-2号）」

不動産業者様におかれましては、必要事項について次のとおりご記入をお願いいたします。

- ・ 表面すべてを不動産媒介業者様または貸主様にご記入ください。
- ・ 押印は代表者印若しくは賃貸契約書で使用した印を原則とします。  
\* 取得が難しい場合などはお相談ください。
- ・ 入居している賃貸住宅の「家賃欄」は、共益費、管理費、駐車場代等を除いた金額をご記入ください。
- ・ 振込口座は原則、賃貸契約書に書かれている口座と同一になります。  
\* 異なる場合はお相談ください。
- ・ 振込口座のフリガナにご注意ください。
- ・ 訂正箇所には訂正印をお願いします。修正液は使用しないでください。
- ・ 裏面はご本人が記入します。
- ・ クレジットカード払いによる賃料の支払いを希望する場合は、口欄を選択してください。  
\* クレジットカード払いによる賃料の支払いは、様式 2-2 の要件に該当する場合のみ

なお、上記通知書は、各区福祉保健センターに対象者が提出します。

### 3 給付金支給までの手続の流れ

支給対象者と認定された後に、横浜市から不動産業者様又は住居の貸主様の口座に住居確保給付金が振り込まれます。

振り込みは、例月25日前後を予定していますが、支給決定からお振込みまで概ね2～3週間程度の期間を要します。（申請状況によっては、それ以上かかる場合もありますので、予めご了承ください。）

原則として、当月分を当月末までに振り込みますが、支給決定のタイミング等により、申請月は、申請月の翌月以降に、申請月分と申請月の翌月分の2か月分を振り込む場合（申請月の家賃の支払いが遅れることとなります。）があります。支払済の家賃は支払いの対象になりません。また、住居確保給付金申請月以前の滞納分などに給付金を充てることはできません。

（例1）5月に申請受理して、5月下旬に支給決定された場合⇒5月と6月に支払うべき2か月分の家賃を6月25日前後に振り込みます。

（例2）5月に申請受理して、6月中旬に支給決定された場合⇒5月から7月に支払うべき3か月分の家賃を7月25日前後に振り込みます。

### 4 その他

- 申請受付後、概ね2～3週間程度で審査を行い、結果をお知らせいたします。（申請状況によっては、それ以上かかる場合もありますので、予めご了承ください。）
- 「支給要件に該当しない」場合などの理由により、受給資格が確認されなかった場合は、申請者本人から不動産媒介業者様や貸主様へご連絡していただきます。（状況に応じて、区からもご連絡する場合があります。）
- 給付期間は原則3か月です。延長、再延長の審査により最大9ヶ月支給される場合があります。
- 振込時の通帳記載は「区名（5文字）＋課コード（2桁の数字）＋00000（区によって異なる）」となります。

### ■手続きに関するお問い合わせ先

※住居確保給付金・・・各区役所の福祉保健センター生活支援課生活支援係

区生活支援課	所在地	電話番号	FAX
鶴見区	鶴見区鶴見中央3-20-1	510-1785	510-1899
神奈川区	神奈川区広台太田町3-8	411-7103	411-0361
西区	西区中央1-5-10	320-8415	322-9877
中区	中区日本大通35	224-8249	224-8239
南区	南区浦舟町2-33	341-1207	341-1219
港南区	港南区港南4-2-10	847-8404	847-0328
保土ヶ谷区	保土ヶ谷区川辺町2-9	334-6266	334-6030
旭区	旭区鶴ヶ峰1-4-12	954-6069	951-5831
磯子区	磯子区磯子3-5-1	750-2408	750-2542
金沢区	金沢区泥亀2-9-1	788-7815	788-7883
港北区	港北区大豆戸町26-1	540-2329	540-2358
緑区	緑区寺山町118	930-2333	930-2329
青葉区	青葉区市ヶ尾町31-4	978-2341	978-2416
都筑区	都筑区茅ヶ崎中央32-1	948-2311	948-2486
戸塚区	戸塚区戸塚町16-17	866-8431	866-2683
栄区	栄区桂町303-19	894-8400	894-3423
泉区	泉区和泉中央北5-1-1	800-2305	800-2515
瀬谷区	瀬谷区二ツ橋町190	367-5705	365-6351

制度に関するお問い合わせ先  
横浜市健康福祉局生活支援課  
TEL：671-2429  
FAX：664-0403